

令和 7 年度 豊田加茂総合庁舎木材利用 P R コーナー設置業務基本仕様書

1 目的

令和 8 年度供用開始の豊田加茂総合庁舎（新庁舎）の 1 階エントランスホールの一角（約 24 m²）に常設の木材利用 P R コーナーを設置し、来庁者に対し、県産木材の魅力を体感してもらうとともに、民間における木材利用を促進させるほか、本県の森林・林業行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

2 業務名

令和 7 年度 豊田加茂総合庁舎木材利用 P R コーナー設置業務

3 業務の履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 6 日（木）まで

4 委託金額限度額

7, 2 9 8, 0 0 0 円（税込）

5 設置場所

豊田加茂総合庁舎（新庁舎）1 階エントランスホール（豊田市元城町四丁目 4 5）

6 業務概要

豊田加茂総合庁舎 1 階エントランスホールの一角に常設の県産木材利用 P R コーナーを設置する。

なお、業務実施に当たっては、デザインビルド方式により設計・施工を一体的に行う。

7 業務内容

（1）木材利用 P R コーナーを設置する箇所について

豊田加茂総合庁舎 1 階エントランスホールの一角 約 2 4 m²

- ・設置箇所は、提案により木材利用を有意に表現できるものであれば、上記の箇所すべてを利用しなくてもよい。
- ・説明会に参加しない事業者で応募資格を有する者が詳細資料を求める場合は、愛知県に依頼し説明会当日の午後 2 時以降に提供する。

（2）使用する木材について

使用する木材は原則「あいち認証材」とする。当該認証材が使用できない部位については、その理由を附すること。

（3）提案の内容について

- ア 来庁者に対し県産木材の魅力を体感してもらうとともに、来庁者が休憩できるスペースとすること。

- イ 当コーナーを利用した者に木材利用を促進させる工夫を行うこと。
- ウ 森林・林業・木材産業等の情報を継続的に発信できる設備を配置すること。
- エ イメージパース等でデザイン案を添付すること。
- オ 製品及び部材の調達、部材加工、コーナー内の設備等設置、点検・検査のスケジュール（案）を添付すること。
- カ 関係法令、規則に適合していること。
- キ 来庁者及び関係者の安全性及びユニバーサルデザインに配慮されたコーナーであること。
- ク 通常の方法で清掃ができ、維持管理がしやすい設備であること。
- ケ 破損時に部品交換等で迅速に補修可能な設備であること。

（４）情報の発信について

- ア モニターなどの投影機器によりデジタル情報の発信及び管理ができること。
- イ 投影機器、再生機器、その他管理に必要な電子機器は有線・無線の両方に対応可能なものとする。
- ウ 投影機器、再生機器、その他管理に必要な電子機器はスタンドアロン及びローカルネットワークの両方の運用が可能となるようにすること。
- エ 再生機器及びその他管理に必要な電子機器は、投影機器の電源の入切、静止画・動画の入れ替えや再生日時・順序などの設定が可能にすること。
- オ 一般職員が情報発信の管理するための操作・運用方法（案）を添付すること。
- カ 情報の発信に必要な電子機器は4Kの解像度に対応可能なものとし、映像の投影範囲は60インチ程度もしくはそれ以上の大きさとする。
- キ セキュリティ対策が十分であること。

（５）施工について

- ア 当該業務は、先に実施される豊田加茂総合庁舎整備工事に引き続き行われるものであり、施工に当たっては愛知県及び豊田加茂総合庁舎整備工事を請負った事業者と調整のうえ進めること。
※木材利用PRコーナー設置工事が着手可能となるのは令和8年3月上旬予定
- イ 施工に当たっては、関係法令等を遵守し、愛知県及び関係機関と十分に協議・調整して進めること。

8 成果物の提出

以下について、紙媒体で1部、データをPDF形式で作成し、これを保存した電子媒体を1部提出すること。

- (1) 実施結果報告書
- (2) 維持管理・修繕に必要な仕様書（部材材質、品番、不燃処理剤、色等の補修管理方法、破損への対応）

- (3) 完成写真（複数角度から撮影すること）
- (4) 使用した木材の産地を証明する書類
- (5) その他、当該委託業務内容を完遂するに必要であると認められる書類
- (6) (1) から (5) に係る電子データ一式（CD-ROM など提出）

9 支払い条件

- (1) 支払いは事業完了後の精算払いとする。

10 その他留意事項

- (1) 本業務で知り得た情報は、管理・保管を厳重に行い、外部への漏洩に十分注意すること。なお、愛知県が提供する図面・資料等の使用は、本提案及び本業務の目的のみに限ることとし、愛知県の承諾なく複製し、また、公表することはできない。
- (2) 業務の実施に当たり疑義が発生した場合、事前に愛知県と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を愛知県に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (3) 本業務の円滑に実施するため、主たる担当者を配置すること。主たる担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は県に事前の相談のうえ、報告すること。
- (4) 業務遂行に必要な一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) 受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に愛知県に無償で譲渡するものとする。
- (6) 愛知県は、成果物が著作物に該当するとしなくてもかかわらず、当該成果物の内容を受託者の確認を経た上で自由に公表できることとする。
- (7) 作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して実施すること。
- (8) 著しい経済情勢の変動、天災地変、感染症、新庁舎建設工事の進捗により、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、県は受託者と協議のうえ、契約の変更を行うことができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、その都度愛知県の指示を受けて処理すること。
- (10) 別紙「個人情報取扱事務委託基準」を遵守すること。